

青丘文庫研究会 月報

No.284
2016年4月2日

青丘文庫研究会 〒657-0064 神戸市灘区山田町3-1-1 (公財)神戸学生青年センター内
TEL 078-851-2760 FAX 078-821-5878 <http://ksyc.jp/sb/> e-mail hida@ksyc.jp
 ①在日朝鮮人運動史研究会関西部会 (代表・飛田雄一)
 ②朝鮮近現代史研究会 (代表・水野直樹)
 郵便振替<00970-0-68837 青丘文庫月報>年間購読料 3000円
 ※ 他に、青丘文庫に寄付する図書の購入費として 2000円/年をお願いします。

＜巻頭エッセイ＞ タコ漁から水中考古学へ 足立龍枝

1976年、韓国南西部の新安沖で発見された「新安船」の調査は、その後の韓国水中考古学のモデルとなり、目覚ましい発展を遂げた。

現在、中之島東洋陶磁美術館で日韓国交正常化五十周年特別展「新発見の高麗青磁(韓国水中考古学成果展)」が開催されている。
(2015年9月5日～11月23日で終了)



新安船は中国の寧波ニンポーから東シナ海(韓国では西海)ルートで博多へ向かっていた中国の貿易船。このルートは、博多への直行ルートだったが、寧波を出て舟山群島を過ぎると、長崎の五島列島までは、目標となる島もなく停泊地もない航路だった。そして、朝鮮半島方面に漂流してしまうことが多いコースでもあった。新安船も途中から北方へ流れ、木浦近くの海・新安沖に沈んだものと思われる。

新安船からは、1320年ごろの青銅錘が引き上げられたので、それ以後航行中に沈没したのだろうと言われている。船には、中国製の陶磁器が2万点と800万枚を超える銅錢・紫檀材・錫・白銅・銀・鉄・桂皮・コショウなどが積まれ、わずかだが高麗青磁も積まれていた。東福寺銘の木簡(荷札)も見つかっているので、東福寺へ納める高麗青磁だったかも知ないと想像できる。中国・朝鮮・日本との交流が盛んに行なわれていたのだろう。

新安船の発見をきっかけに、西海沿いの干潟に8隻の沈没船や船は残っていないが7隻ほどの残骸が見つかり、2000年前後から集中して海底調査が行われることになった。

海岸沿いの沈没船は槽運船が多い。高麗時代の都が開京(現在の北朝鮮開城ケソン)にあったので、税として青磁や穀物を運ぶ船が行き来していた。その船が、荷物を積んだまま干潟の海に沈んでいるのである。

朝鮮半島の干潟は、想像もつかないぐらい広い。そして干満の差が7～8メートルもある。インチョン空港も三つの島の間の干潟を埋め立ててできたものである。海を埋め立てるということは、古代から漁業を営んでいた人たちの生活手段を取り上げることになるので、工事は中断したり執行したり

どの地域も20年近く話し合いが続いている。

西海側の忠清南道で新安船の次に発見された泰安テアン船は、タコ漁の最中に、タコの吸盤にくつ付いて引き揚げられた高麗青磁の鉢がきっかけとなって発掘調査が始まった。干拓地に生息する足の長いテナガダコは西海地方の名物である。本格的水中考古学の幕開けとなったタコでもある。えらい！

そのえらいタコの写真は再現されたとはいえるモアたっぷりで、図録を何回も眺めている。

展示の最初の部屋に、発掘の様子を、水中カメラで撮影した18分のビデオコーナーがあった。泥の海底に埋まった様子がよくわかった。青磁が重ねられて4本の棒で支え、藁で縛ってあるもの。梱包材が荷物の間に固まって見えるもの。かごの中にサメの骨が見える。塩の流れにもバラバラにならず、かごの中に入ったままで見つかった。梱包状態のまま海底で発見されたものもある。蜂蜜を入れた梅瓶メイビンは樽の役目をしていた。

今回の展示の大きな意味は、沈没船や海底で見つかった青磁の陶片と、完全な形で残っている東洋陶磁美術館の安宅コレクションの陶磁器とを比べることができることだと思う。参考出品として18品が陶片とセットにして展示されていた。同じ絵柄であったり、同じ形であったり、産地との関係が目に見てよくわかる。

コレクターであった安宅英一氏の眼が鋭いのだろう。ともにコレクションしてきた初代伊藤館長の眼もすぐれていたと思う。それを引き継いだ現館長や学芸員の研究がまたすごい。

よくわかる映像・テナガダコから始まった水中考古学・安宅コレクションとの比較、展示数の多いこともあったが、1回では見きれず、2回見ることになった。まだ余韻が残っている。

そして、こんなことは初めてだが、勢いづいて美術館の「友の会」にまで入会してしまった。

西海は夕日が美しい。干潟を散策していると、浜に打ち上げられた青磁の欠けらが見つかるかもしれない。

サンナクチ（活きたタコ）料理は、後で考えることにして。

2015.12.7

第368回在日朝鮮人運動史研究会関西部会（2015年10月11日）

巣鴨事件 布施辰治と戦後の朝鮮人〈その2〉 川口様子

朝鮮大学校所蔵「布施辰治弁護関係資料」の中に「岩村吉松に関する軍事裁判」と題する資料がある。これは「第一次北朝鮮スパイ事件」、または「巣鴨事件」と呼ばれる事件に関するものであった。この巣鴨事件の概要について当時の新聞報道等で調べるとともに、弁護団の中心である布施辰治の弁護活動について明らかにすることを試みた。

検察側論告によると事件はこのような内容である。

1949年8月末、北朝鮮内務省政治保衛局の命令を受けた許吉松中佐が在日経験のある高達敏の案内で来日し、翌1950年9月に許吉松が逮捕されるまでの一年間に二人は多くの在日朝鮮人等に接触して、北朝鮮に30人の在日朝鮮人を送り、占領軍や日本の警察、軍需工場等の情報を収集した。1950年8月以降関係者が相次いで逮捕され、1951年3月に18人（朝鮮人16人、日本人2人）が政令三二五号「占領軍の安全に有害な行為」で起訴され、4月から軍事裁判が始まった。

18人全員に共通する第一起訴事実は、占領軍と日本警察の位置、数、装備、施設等々の具体的な情報を集めんと企み、この情報を占領の安全を害するような形で利用する意図でなされた「共同謀議」である。第二起訴事実として13人が「個人的情報収集」、第三起訴事実として6人が「情報収集の教唆・帮助」、第四起訴事実として6人が「密入国、情報収集、情報収集の教唆・帮助」となっている。

私選弁護人12人（布施辰治・青柳盛雄・上田誠吉・今野義礼・岡林辰雄・竹沢哲夫ら）で弁護団を構成しているが、弁護活動は時間的・経済的にも困難を極めた。

裁判当初に布施は「朝鮮へ行ってきた裁判官は朝鮮人を裁判する裁判所を構成する資格はない。朝鮮へ渡って戦争に参加したことはないか」と五人の米軍人裁判官一人ひとりに聞いただし、二人が朝鮮での戦闘参加を認めて裁判官席から去った。朝鮮戦争下祖国の情勢を憂慮する在日朝鮮人の立場に立つという不退転の決意が表れている。

弁論内容の論点は次の5点にまとめられる。(ア)占領軍の安全が害される可能性は存在しない。(イ)被告たちの行為は、日本再軍備を暴露するために公然となされた行為である。(ウ)日本警察に関する情報の蒐集は占領軍の安全に有害ではない。(エ)共犯者証人の証言は信用できない。(オ)被告諸君の行動は、朝鮮の独立・統一のために、日本再軍備の反対のために、また戦争の脅威から世界の平和を守るために闘ったものである。

(ア)では政令三二五号「占領軍の安全に有害な行為」違反に該当しない、として、「占領軍」とは何かを確認する。すなわち、「占領軍」はポツダム宣言及び極東委員会が決定した「降伏後の対日基本政策」に示された政策を、占領地域(日本本土)に於いて実施するために駐屯しているものであり、「占領軍」の遂行すべき重要任務は、日本軍国主義の完全なる除去であり日本の再武装の防止である、とする。もし、「占領軍」に関する情報が占領の安全を害するように使用される可能性があるとするならば、日本は内に依然として軍国主義的な勢力が残存しており、それらの者によってその情報が使用される危険性がある場合に限るのであるが、マッカーサー自身が日本にはもはや軍国主義勢力はその物質的基礎を失い、完全に除去されていると述べた文書があることを紹介している。したがって、「占領軍」に関する情報は、いかなる意味でも占領の安全を害するように使用される可能性は存在しない、ということになる。

布施の論理はこのように「占領軍」を厳密に定義した後、さらに「占領軍」と「国連軍」を混同してはならないと指摘する。「占領軍」はカイロ、ポツダム宣言の同意国(米・英・中・ソ)と極東委員会(11ヶ国)、対日理事会(7ヶ国)の同意を理想とするものであるが、朝鮮戦乱で設けられた「国連軍」については米英と中ソが意見を異にしている。したがって占領軍最高司令官所管の占領目的と国連軍最高司令官所管の戦略目的は明確に区別せねばならない、と主張する。

ところが「占領軍」のCICは、1950年6月25日に朝鮮で戦乱が発生したのを機会に、被告たちを合法的な手続きなしに逮捕し、捜索令状なしに家宅捜索を行い、拷問と脅迫を加えて自白を強要した。検事は被告たちがあたかも占領の安全を害するような行為をなしたかのようにこじつけて起訴した。検事が北朝鮮政治防衛局を「諜報本部」、被告たちを「諜報活動外国出先機関」と呼ぶのは「国連軍の作戦に有害な行為」を問題にしての表現である。また検事側の証人ライス大尉は被告たちの立場を「敵」と呼んでいる。このように当軍事裁判において検察側は、「占領軍」の安全を口実として「占領軍」の安全と無関係な行為を取り締まろうとしている、というのが布施の主張である。

(オ)においては、「朝鮮人は日本軍国主義に対する恨みを忘れるることはできない。したがって朝鮮人は日本軍国主義の復活に反対し、自ら防衛する当然の権利を持っている」として、被告たちの行動は、朝鮮の独立と統一のために、目下日本の再軍備反対のために、また戦争の脅威から世界の平和を守るために闘ったのである、と述べている。

この軍事裁判は被告数と公判回数(38回)において敗戦後軍事裁判が開かれて以来最大規模であり、7月21日に全員の有罪判決が確定した。最も重い許吉松は「重労働10年罰金5千ドル、服役満了後指定場所へ強制送還」、最も軽い4人が「重労働1年」である。

朝鮮戦争下「反戦」とさえ言えない言論統制下に、スパイ活動とされる巣鴨事件の弁護で「被告達の行動は平和を守るための闘いである」と主張すること、「在日米軍」と「占領軍」が同一視されている状況で、「占領軍」とアメリカの指揮下にある「国連軍」とを区別せよ、という布施の論理は裁判官の耳に届くとは思えない。しかし布施の弁論は、論理において「占領軍」の有り方を厳密に捉えることを要求して軍事裁判に抵抗を試みるとともに、心情においては植民地支配の被害者であった朝鮮人の立場に立つことに徹している。解放後も祖国は分裂させられ、さらに朝鮮戦争が勃発した状況下で、祖国を憂い、日本で

の生活に不安を抱いている朝鮮人の気持ちにぴったりと寄り添っている。これは布施が初めて朝鮮人を弁護した1919年の2.8独立宣言の弁護以来、一貫した彼の姿勢——欺瞞や姑息な弁論で情状酌量を求めるのではなく、日本の植民地支配を否とした立場で弁論を行う——が戦後の朝鮮人に関わる裁判においても貫かれている。

この事件において検察側は、許吉松らが‘仁川上陸作戦を事前に探知していた’という証拠を揚げ、新聞でもそのことが大きく取り上げられたが、布施の弁論の中に‘この証拠物が却下された’という一節がある。この事件を重大事件と見せかけるための検察側によるフレームアップではないかという疑いを禁じ得ない。

最後に、この小論をまとめながら筆者の関心は、事件に関わることになった16人の在日朝鮮人の心情と行動に向かっている。‘巣鴨事件の在日朝鮮人群像’を掘り起し、描いてみたいと思うが、微力な者にそのようなことが可能であろうかとのためらいも残っている。

●青丘文庫研究会のご案内●

■第303回朝鮮近現代史研究会

2016年4月10日（日）午後1時～3時「ハワイの韓人移民史—113周年」 姜健栄

■第372回在日朝鮮人運動史研究会関西部会

2016年4月10日（日）午後3時～5時半

「1970年前後、関西の全共闘、ベ平連、一斉糾弾闘争」（仮題） 黒川伊織ほか

※会場 神戸学生青年センターTEL 078-851-2760

（阪急六甲下車徒歩3分、JR六甲道下車徒歩10分）

（※今回は会場がちがいます。ご注意ください）

【今後の研究会の予定】 来月以降の予定。5月8日（日）在日（前川修）近現代史（未定）、6月12日（日）在日（未定）、近現代史（玄善允）。研究会は毎月第2日曜日です。報告希望者は、飛田または水野まで連絡ください。

【月報の巻頭エッセイの予定】 5月号以降は、渡辺さえ、池貞姫、張允植、横山篤夫、松田利彦、西村寿美子、玄善允、川口祥子。よろしくお願ひします。締め切りは前月の10日です。

【編集後記】 ■月報3月号は休刊しメールニュースのみ発行しました。■4月から研究会も新年度です。青丘文庫研究会会員（月報購読）は3000円の送金をよろしくお願ひします。ただし学生会員で月報の送付が不要な方は会費を免除し会員証を発行します。希望の方はその旨、飛田 hida@ksyc.jpまで連絡下さい。他に、在日研究会の会費は5000円で雑誌3冊を入手できます。またよろしければ文庫に寄付する図書の購入カンパとして2000円をお願いします。送金先は、郵便振替<00970-0-68837 青丘文庫月報>です。■桜満開の時節となりました、みなさん、花見の酒の飲み過ぎで健康を害されないようご自愛ください。はい、自戒です。■六甲にもメジロがやってきました。最近バードウォッティングに凝っている私です。ご覧ください。（飛田）

